

# 任意継続被保険者及び傷病手当金に係る制度改革について (令和4年1月)

---

# I. 任意継続被保険者に係る制度改正について

## 1. 退職後の健康保険について

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ 都道府県支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当窓口	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"><li>退職日までに被保険者期間が<b>継続して2か月以上</b>あること</li><li>退職日の<b>翌日から20日以内</b>に手続きすること</li></ul>	お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください	健康保険の被扶養者の条件を満たす必要があります
保険料	<ul style="list-style-type: none"><li>退職前に控除されていた保険料を<b>2倍した額</b>になります</li><li>※お住まいの都道府県と退職前に加入していた協会けんぽの都道府県が異なる場合、2倍した額にならない場合があります</li><li>※ただし、保険料の等級に上限があります。</li><li><b>原則2年間変わりません</b> (保険料の上限や保険料率の変更等を除きます)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>保険料は加入する世帯の人数や、<b>前年の所得などによって決まります</b></li><li>お住まいの市町村によって、保険料額が異なります</li><li><b>保険料の減免制度</b>があります</li></ul>	被扶養者の保険料の負担はありません

### 任意継続の課題

- ✓ 任意継続と国民健康保険の保険料の算定方法が異なることから、任意継続に一定期間加入後、国民健康保険に切り替えたいという要望が多くあったが、**任意継続から国民健康保険へ切り替えるためには、保険料を納めずに「滞納喪失」をする方法しかなかった。**

# I. 任意継続被保険者に係る制度改正について

## 2. 任意継続被保険者の任意喪失（変更点）

任意継続被保険者における資格喪失要件について、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出た場合には、その申出が受理された日の属する月の翌月 1 日にその資格を喪失することが可能となります（法第38条関係）

施行日は、令和 4 年 1 月 1 日です。（申出による資格喪失日は令和 4 年 2 月 1 日が初回）

### 資格喪失要件

#### 【変更後】

- ① 就職など健康保険等の被保険者の資格を取得したとき
- ② 後期高齢者医療制度の被保険者の資格を取得したとき
- ③ 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ④ 任意継続被保険者となった日から 2 年を経過したとき
- ⑤ 亡くなったとき
- ⑥ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき

## Ⅱ. 傷病手当金に係る制度改正について

### 1. 傷病手当金の受給要件

下記の要件を、すべて満たした場合に受給できます。

※ 加入者（被保険者）のみが対象です。（任意継続被保険者は除きます。）

#### ① 病気やケガで療養中であること

業務外の事由によること。業務に起因する場合は健康保険の対象外のため、労働基準監督署にご相談ください。

#### ② 仕事に就けないこと（労務不能）

医師が仕事に就けない状態であると認めていること。

労務不能と認められる期間であれば、入院中のみでなく通院を含む自宅療養でも構いません。

#### ③ 4日以上仕事を休んでいること

初めの3日間は連続していることが必要です。初めの3日間は待期期間となり、傷病手当金は支給されません。



#### ④ 給与の一部または全部が支払われないこと

会社から給与が支払われている間は、傷病手当金は支給されません。

ただし、支払を受けた給与の日額が傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が傷病手当金として支給されます。

# Ⅱ. 傷病手当金に係る制度改正について

## 2. 傷病手当金の支給金額

休業1日につき次の金額が休業の4日目から支給されます。

### 1日あたりの支給金額の算出

支給開始日の月以前の継続した  
12か月間の各標準報酬月額を平均した額

(※)

$$\div 30 \times \frac{2}{3} =$$

1日当たりの  
支給金額

(10円未満四捨五入)

(1円未満四捨五入)

(例) 令和3年2月4日支給開始の場合



(※) 支給開始日以前の被保険者期間が12か月に満たない場合

➡ 次のA、Bを比べていずれか低い金額で算定します

A 支給開始日以前の継続した各月の標準報酬月額を平均した額

B 前年度9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額

## Ⅱ. 傷病手当金に係る制度改正について

### 3. 傷病手当金の支給期間（改正前）

支給期間は、支給開始日から1年6か月の期間内です。

実際に傷病手当金が支給される日数が延べ1年6か月ということではなく、支給を開始した日から暦日で**1年6か月の期間内**で条件を満たした期間です。



途中に出勤等で支給対象外の期間があっても、法定満了日が変わることはありません。

#### 傷病手当金の課題

✓ たとえば、がんを患って、抗がん剤治療や放射線治療等、仕事と両立して治療を行うケースがあるが、入退院を繰り返すなど治療が長引くことが多くある。



傷病手当金は、支給開始から1年6か月の期間内で受給できる制度であり、実際の給付日数に関係なく、治療が継続中であっても、1年6か月の日をもって支給が打ち切りになってしまう制度であった。

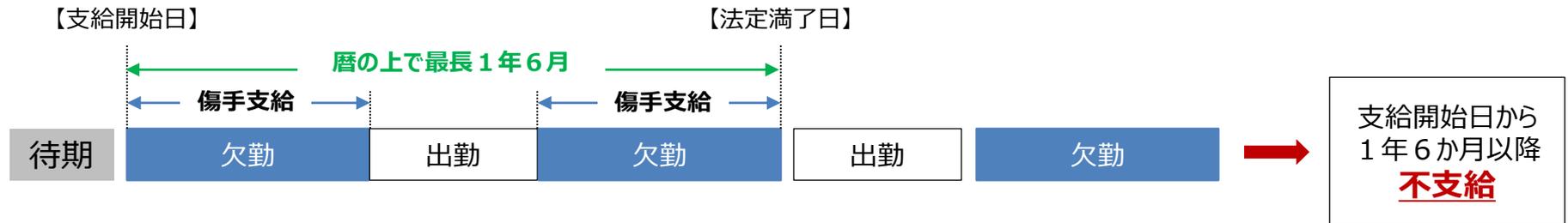
## Ⅱ. 傷病手当金に係る制度改革について

### 4. 支給期間の通算化（変更点）

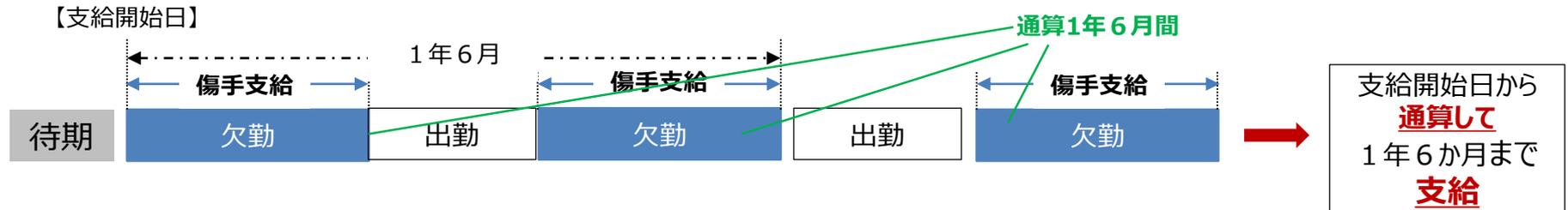
傷病手当金の支給期間は、これまで『**支給を始めた日から起算して1年6月**を超えないものとする』とされていましたが、法改正後は、『**支給を始めた日から通算して1年6月間**とする』とされました。（法第99条第4項関係）  
施行日は、令和4年1月1日です。

#### 通算化のイメージ

【変更前】 ⇒ 支給開始日から1年6月を超えない期間まで支給



【変更後】 ⇒ 支給開始日から通算して1年6月の期間まで支給



## Ⅱ. 傷病手当金に係る制度改革について

### 5. 支給期間の通算化のポイント (1/2)

#### 通算化のポイント



#### 1 通算して1年6月間とは、何日間なのか。

健保則第84条の3により、傷病手当金は、支給した日の累計日数が法第99条第4項の規定による支給期間の日数に達するまで支給するとされています。

すなわち、支給を始めた日から1年6月間の暦の日数となります。

たとえば・・・

① 支給開始日 令和3年12月1日の場合

⇒1年6月後・・・令和5年5月31日

⇒支給対象日数・・・令和3年12月1日～令和5年5月31日までの547日間

② 支給開始日 令和4年1月1日の場合

⇒1年6月後・・・令和5年6月30日

⇒支給対象日数・・・令和4年1月1日～令和5年6月30日までの546日間

支給開始日によって  
支給対象日数が  
変わってきます

## Ⅱ. 傷病手当金に係る制度改革について

### 5. 支給期間の通算化のポイント (2/2)

#### 通算化のポイント



#### 2 施行日前に支給を開始した傷病手当金も通算化されるのか。

改正省令（全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律）附則第2条により、改正後の規定は、施行日の前日において、支給を始めた日から起算して1年6月を経過していない傷病手当金について適用し、施行日前に改正前の規定による支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例によるとされています。

たとえば・・・

- ① 支給開始日 令和2年7月1日の場合  
⇒法定満了日・・・令和3年12月31日⇒施行日前のため、通算化されません
  
- ② 支給開始日 令和2年7月2日の場合  
⇒法定満了日・・・令和4年1月1日⇒施行日後のため、通算化されます。

## Ⅲ. まとめ

任意継続被保険者制度、傷病手当金の見直しの概要と趣旨は次のとおりです。

### 任意継続被保険者制度の見直し

- 任意継続被保険者制度は、退職した被保険者が国保に移行することによる給付率の低下の緩和という従来の意義が一部失われていることから、任意継続被保険者の被保険者期間を「最大2年」から「最大1年」とすることが検討された。しかしながら、1年経過後の国保加入時に支払う保険料が高くなるケースが一定数発生し、退職後の被保険者の選択の幅を制限することにつながるため、一律の制限を行わないこととされました。そのうえで、**被保険者の生活実態に応じた加入期間の短縮化を支援する観点から、被保険者の任意脱退を認めることとする**とされました。（法第38条関係）

### 傷病手当金の見直し

- 傷病手当金については、がん治療のために入退院を繰り返す場合等に患者が柔軟に利用できないとの指摘があり、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）及び「がん対策推進基本計画（第3期）」（平成30年3月9日閣議決定）では、「治療と仕事の両立等の観点から傷病手当金の支給要件等について検討し、必要な措置を講ずる」こととされ、治療と仕事の両立の観点から柔軟な所得補償を行うことが可能となるよう、**傷病手当金の支給期間を通算して1年6月を経過した時点まで支給する仕組み**とされました。（法第99条第4項関係）